

年 月 日

主治医 殿

明治学院中学校
明治学院東村山高等学校
校長 伊藤 節子

登校許可証の証明依頼

下記の生徒の病状が治癒し、学校保健安全法の基準を経過して登校に支障のないものと認められましたならば、ご証明を戴きたくお願い申し上げます。

学校保健安全法施行規則	
第十八条	学校において予防すべき感染症の種類は、次の通りとする。
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、SARS、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

< 登校許可証明 >

中・高 年 組 番	氏 名 :
診 断 名	_____
発 病 年 月 日	年 月 日
完 治 年 月 日	年 月 日
登 校 許 可 年 月 日	年 月 日

上記疾患が軽快し、感染症予防上支障がないと認めたので登校を許可します。

年 月 日

医療機関の住所、名称等

印